

令和7年度

「小山市奨学金」募集要項（海外留学生）

小山市教育委員会

奨学金は、学生本人が貸与を受け、卒業後に本人が責任をもって返還していくものです。

1 応募期間

○在学している方は随時、これから入学する方については入学月の前々月の末まで

・郵送は受け付けておりません。直接窓口(小山市教育委員会教育総務課)までお越しください。

【窓口受付時間】土・日・祝日を除く 8:30～17:15

2 応募資格

- (1) 小山市に住所を有する方の被扶養者で、経済的理由によって修学困難な者
 - (2) 学位の取得（卒業）を目的として、海外の大学・短期大学（日本校や語学学校への留学は除く）に在学している者、または入学する者
 - (3) 確実な連帯保証人を2名付することができる者(保護者1名及び保護者と生計を別にする者（原則市民）1名)
 - (4) 奨学金に類する他の学資の貸与または給与を受けていない者
- ※ 短期留学等ではなく、学位や資格の取得を目的としての海外留学生が対象となります。

3 募集人員・貸与月額

募集人員	月額
年1～2名	50,000円

※貸与期間は、在学する学校の正規の修業期間となります。

4 奨学金の返還方法（無利子）

- (1) 卒業後、半年間据え置いてから返還開始となります。
- (2) 返還期間は、貸与した期間の2倍までの期間内とします。
- (3) 貸与総額分を年賦または半年賦の納付書により返還していただきます。（無利子）
但し、停学または退学の処分を受けたときは、貸与総額を直ちに返還していただきます。
- (4) 特別な事情があると教育委員会が認めるときは、返還の据置期間をさらに6ヶ月繰り下げて1年間とすることができます。
- (5) 特別な事情があると教育委員会が認めるときは、月賦により返還することができます。
- (6) 奨学生本人の返還が難しい場合、連帯保証人の方に返還をしていただきます。

5 奨学金返還の猶予と免除

奨学生の経済的事情等を勘案して特に必要と認めた場合には、奨学金返還の猶予並びに一部または全額を免除いたします。

- ・返還の猶予 奨学生がさらに上級学校へ入学したとき、または病気その他正当な理由により返還が困難な場合、経済的事情等を勘案して特に必要と認めた場合、返還を猶予します。
- ・返還の免除 奨学生が貸与期間内または返還完了前に死亡した場合、経済的事情等を勘案して特に必要と認めた場合、全額または一部の返還を免除します。

6 提出書類

以下の書類を整え、小山市教育委員会教育総務課へ提出してください。書類は、窓口まで直接取りに来ていただくか、市ホームページからダウンロードしてください。

- (1) 小山市奨学生・おやまふるさとみらい奨学生申請書（様式第1号）
※「奨学生を希望する理由」は、具体的に100字程度で、ご本人が記入してください。
※ 連帯保証人を2名付してください。保護者1名及び保護者と生計を別にする者（原則市民）1名としてください。
- (2) 推薦調書（様式第2号）
※ 新入学の場合は卒業した学校で、在学中の場合は在籍校での記入をお願いします。高等学校卒業程度認定試験の合格者については、その合格証の写しを提出してください。
- (3) 合格通知書または在学証明書（コピー可）
- (4) 住民票（家族全員のもの）
- (5) 在学する学校や入学する学校が、国内の大学や短大と同等の正規の学校・課程であることがわかる書類（学校の募集案内などで日本語訳のあるものをお願いします。）

7 選考・貸与

- (1) 貸与については、教育委員会で決定し、結果を文書で通知します。決定者には、後日必要書類を提出していただきます。
- (2) 毎年度、「学業成績証明書」及び年2回（7月と2月）「在学証明書」を提出していただきます。提出がない場合、次回以降の振り込みはできませんのでご注意ください。

8 問い合わせ先（申請受付窓口）

小山市教育委員会 教育総務課（小山市役所 5階）

〒323-8686 小山市中央町1丁目1番1号

Tel 0285-22-9644（直通）

土・日・祝日を除く 8:30～17:15

※様式等提出書類の詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。